

浜田市農林道トンネル長寿命化修繕計画

令和 8 年 6 月

島根県浜田市農林振興課

1. はじめに

(1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

島根県では、この基本計画に基づき、平成 27 年 9 月に「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定されました。

本計画は、基本方針に基づき、農道トンネル、林道トンネルにおける定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、個別施設計画として位置付けます。

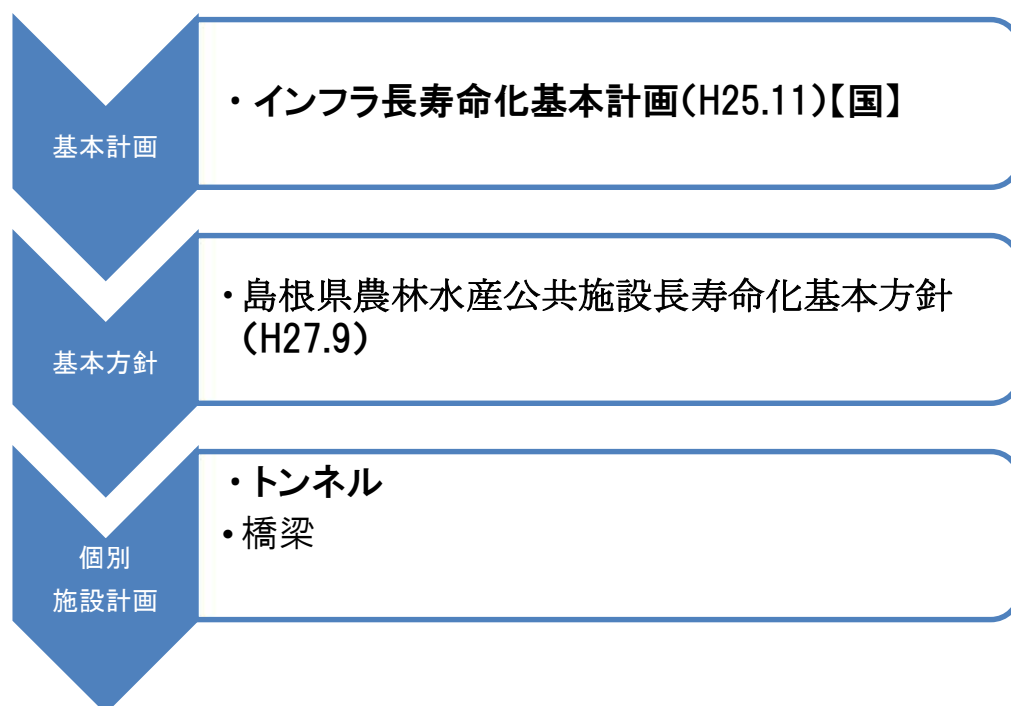


図 1-1 インフラ長寿命化計画体系図

① 対象施設

本計画の対象とする施設は、浜田市が管理する農道及び林道におけるトンネルとします。

② 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。
ただし、トンネルの状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

2. 施設の現状

(1) 市内農林道のトンネル数

浜田市では、令和 8 年 3 月 31 日現在、農道トンネル 3 本、林道トンネル 1 本を管理しています。

(2) トンネルの年齢構成

市が管理し計画を策定するトンネル 4 本は、建設後 21 年から 28 年経過しています。

表 2-1

トンネル名	道路種別	路線名	建設年
河内トンネル	農道	那賀西部広域農道	2002
小山トンネル	農道	那賀西部広域農道	1998
森谷トンネル	農道	那賀西部広域農道	2005
笠松トンネル	林道	林道金城弥栄線	2005



河内トンネル（那賀西部広域農道）



小山トンネル（那賀西部広域農道）



森谷トンネル（那賀西部広域農道）



笠松トンネル（林道金城弥栄線）

3. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

トンネルの老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→（次回点検）のメンテナンスサイクルを構築します。

また、点検・診断などの記録を反映させた「トンネル点検修繕計画一覧表」及び「個別施設計画」を策定します。

（1）定期点検

1）点検の頻度

定期点検は5年に1回の頻度で実施することを基本とします。

2）点検の方法

定期点検は、基本としてトンネル本体工の変状を近接目視により観察します。

また、覆工表面のうき・はく離等が懸念される箇所に対し、うき・はく離の有無及び範囲等を把握する打音検査を行うとともに、利用者被害の可能性のあるコンクリートのうき・はく離部を撤去するなどの応急措置を講じます。

<初回の点検>

トンネルの全延長に対して近接目視により状況を観察することと、覆工表面を全体的に打音することを基本とします。

<2回目以降の点検>

トンネル全延長に対する近接目視または、近接目視と同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法を基本に、前回定期点検からの新たな変状の発生や、変状の進行状況を確認します。また、変状状況把握のため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査等を適用します。

近接目視と同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法とは、ロボット等による近接撮影画像などの点検支援技術のことと定義します。

（2）詳細調査

点検の結果、変状の状況をより詳細に把握し、推定される変状原因の確認が必要となる場合には、変状の状況に見合った調査を実施します。

この調査結果から、対策工の必要性や緊急性を踏まえて変状等の健全性を診断します。

（3）健全性評価方法

トンネル毎の健全性の診断は、下表 3-1 の判定区分により行います。

表 3-1 健全性判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(4) 記録

定期点検及び健全性の診断の結果、並びに措置の内容等を記録し、当該トンネルが利用されている期間中はこれを保存します。



(5) その他

定期点検に限らず、緊急通報設備を有するトンネルについては、動作の試験・点検を年 1 回行うものとし、結果に基づき適宜修繕等の対策を講じるものとする。

4. 老朽化対策の実施

(1) 維持管理水準

点検・診断の結果に基づく実際の措置（対策、監視等）は、変状毎の対策区分の判定に基づいて検討します。

本計画期間（令和8年度～令和12年度）においては、判定区分Ⅳ、Ⅲの修繕を優先的に実施し、その後は判定区分Ⅱaの予防保全段階での管理を目指します。

表 4-1 対策の判定区分

区分		定 義
Ⅰ		利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態
Ⅱ	Ⅱb	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態
	Ⅱa	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態
Ⅲ		早晩、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に対策を講じる必要がある状態
Ⅳ		利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態

(2) 対策の優先順位

定期点検の結果、健全性Ⅳと判定されたトンネルを最優先で実施し、続いて健全性Ⅲと判定されたトンネルの修繕工事を実施します。

点検・詳細調査・補修によって健全性のランクを変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

(3) トンネル修繕方針

- 1) 点検、詳細調査の結果に基づく対策区分判定に応じて対策を講じます。
- 2) 緊急対応の必要があるトンネル（健全性Ⅳ）は、変状確認後直ちに通行止め等の緊急対応を行い、その後2年以内を目標に本対策（中～長期的にトンネルの機能を回復・維持することを目的とした対策）を講じます。
- 3) 早期に対策を講じる必要があるトンネル（健全性Ⅲ）は、診断後5年以内を目標に本対策を講じます。
- 4) 附属物の取付状態に異常があり、「×」（早期に対策を要するもの）と判定された施設は、取付金具類を再固定、交換、撤去する方法や設備全体を更新するなどの方法による対策を早期に実施します。

5) 修繕方法については、令和3年2月18日付け道維第477号「橋梁修繕工事における概算数量発注の取り組み方針について（通知）」に準じて、概算数量発注を検討し、費用の縮減を図ります。

表 4-2 本対策の代表例

変状区分	対策区分	本対策の代表例
外力による変状	外力対策	内面補強工
		内巻補強工
		ロックボルト工
材質劣化による変状	はく落防止対策	はつり落とし工
		断面修復工
		ネット工
		当て板工 (パネル系、繊維シート系、コーティング系)
漏水による変状	漏水対策	線状の漏水対策工 (導水樋工、溝切り工、止水注入工)
		面状の漏水対策工 (防水パネル工)
		地下水位低下工 (水抜きボーリング、水抜き孔)
		断熱工 (断熱材)

(4) 主な対策内容

1) はく落防止対策工

覆工コンクリートや既設補修・補強材のうき、はく離等に関して、落下防止又は変状拡大防止を目的として実施します。



写真 4-1 FRP ネット設置状況

2) 漏水対策

トンネル壁面からの漏水を既設排水溝等まで導水します。



写真 4-2 線導水工



写真 4-3 面導水工

3) 背面空洞充填対策

覆工コンクリート背面の空洞部に補修材を充填する対策であり、突発性崩壊の防止、外力作用下での覆工耐荷力の回復・向上を目的として実施します。



写真 4-4 裏込注入状況

※写真 4-1～写真 4-4 出典：島根県道路トンネル修繕計画（R4.9）

(5) 対策費用

要対策トンネルの変状の程度、進行度合い等を考慮し、箇所ごとに必要な修繕工事費の精査を行います。

前述の「(3) トンネル修繕方針」に基づき、個々のトンネルの健全度や対策区分を考慮した効率的な管理を目指し、予算の平準化にも配慮しながら各年度の対策費用を決定します。(1) 対策の優先度評価

対策の優先度評価は、道路橋の管理区分（表 4-1）、健全度、交通量により行います。

点検・補修により健全度を変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

5. 計画策定窓口等

(1) 学識経験者等の専門知識を有する者

島根県橋梁長寿命化修繕計画策定検討会委員 8名

(2) 計画策定窓口

浜田市 産業経済部 農林振興課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL：0855-25-9512 FAX：0855-23-4040

E-mail：nourin@city.hamada.lg.jp